

## ■資格再登録について

公認スポーツ指導者資格の有効期間は4年間となっており、有効期限が切れる6か月前までに研修を受講しなかったり更新手続きを行わなかった場合には、公認スポーツ指導者資格を失うことになります。

しかし、資格失効後、定められた基準を満たし承認された場合には資格の再登録が認められます。

また、新規登録時に登録手続きを行わなかった者についても同様に、基準を満たし承認された場合には再登録（新規登録であるが制度上再登録と呼ぶ）することが認められます。

## ◇事務手続きの流れ

有効期限切れ、もしくは未登録 1 年未満の場合は申請手続きをしなくても「資格保留期間」として登録申請書類をお送りします。以下の再登録申請は有切・未登録から1年以上経過した場合に必要になります。

例) 有効期限 2014年9月の場合、2014年10月末更新でも、2015年4月登録及び2015年10月登録の案内が届きます。

\*更新登録の際は、更新要件（義務研修の受講等）を満たしている必要があります。

- ①指導者が所定の団体(当該資格専門科目実施団体)に申請します。  
必要なもの：申請書、審査料(必要に応じて)  
\* 審査料の有無については団体の審査方法を勸案して検討してください。  
\* 受付団体を都道府県支部とするか等は各団体で検討してください。  
\* 2資格以上保有されている場合は、資格ごとに手続きが必要となります。
- ②団体にて、本人が資格登録に値する指導力を有するかを審査する。  
\* 従前の復活基準を適用する、別途検定を実施する等は団体にて検討してください。
- ③当該団体から日本体育協会に申請する  
\* 競技別資格は中央競技団体が取りまとめてください。
- ④日本体育協会にて今後指導活動の予定・意欲があるかを審査する。  
\* 申請書に記載された内容を審査。資格の必要性や活動計画などを記載させる。
- ⑤審査結果については、申請のあった団体宛通知しますので、本人へご連絡ください。
- ⑥再登録を認める場合は、日本体育協会より指導者本人へ登録申請書類をお送りしますので、案内に従って登録手続きをします。  
\* 再登録が承認されても登録手続きを行わなければ登録されませんのでご注意ください。  
\* 再登録にあたっては、初期登録手数料 3,000 円が必要になります。